

広島県告示第三百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十一年広島県告示第千二十三号広島圏都市計画下水道事業廿日市公共下水道の事業計画の変更を認可した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業廿日市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年二月十四日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十一年広島県告示第千二十三号及び平成十八年広島県告示第三百九十五号の事業地に、廿日市市鏡田、宮内字国広、宮内字玉野井、宮内字六本松、六本松一丁目、六本松二丁目、地御前、阿品台北、阿品台東、阿品台西、阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、阿品台山の手、福面二丁目、福面三丁目、宮島口東一丁目、宮島口東二丁目、宮島口東三丁目、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、大野字福面、宮ノ上、城内、字小田ノ口、字筏津、字沖筏津、字陣場、字高畑、字池田、字棚田地内を追加する。